

平 成 27 年 度

大 阪 市 決 算 審 査 意 見 書

大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

基 金 の 運 用 状 況 審 査 意 見

財 産 区 決 算 審 査 意 見

目 次

平成 27 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

	頁
第1 審 査 の 対 象	1
第2 審 査 の 方 法	2
第3 審 査 の 結 果	2
意 見	3
(1) 一般会計意見	3
ア 未収金について	3
イ 生活保護について	4
ウ 財産の管理及び有効活用について	7
エ 区画整理事業について	8
オ 公共施設の適切な管理について	9
カ ICT経費について	10
(2) 特別会計意見	11
ア 国民健康保険事業会計について	11
イ 市街地再開発事業会計について	13
ウ 土地先行取得事業会計について	14

平成 27 年度基金の運用状況審査意見

	頁
1 審査の対象	17
2 審査の方法	18
3 審査の結果	18

平成 27 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算審査意見

	頁
1 審査の対象	21
2 審査の方法	22
3 審査の結果	22

凡 例

- 1 文中に用いる金額は 1 億円又は 100 万円単位で表示し、原則として単位未満を切り捨てている。
- 2 各図表中に用いる金額は表示単位未満を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び各図表中に用いる比率（％）は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、構成比において合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 特別会計は政令等特別会計及び公債費会計である。

監 第 3 6 号
平成 28 年 9 月 14 日

大 阪 市 長 吉 村 洋 文 様

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	辻 淳 子
同	西 崎 照 明

平成 27 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見の提出について

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により、公営企業会計及び準公営企業会計を除く平成 27 年度大阪市各会計歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 27 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

第 1 審 査 の 対 象

1 一般会計

平成 27 年度 大阪市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

平成 27 年度 大阪市食肉市場事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市市街地再開発事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市駐車場事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市土地先行取得事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市母子父子寡婦福祉貸付資金会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市国民健康保険事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市心身障害者扶養共済事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市介護保険事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

平成 27 年度 大阪市公債費会計歳入歳出決算

上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第2 審査の方法

平成 27 年度各会計歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、会計管理者及び各所属保管関係書類と照合した。

また、歳入歳出予算の執行状況について関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査した。

また、関係書類の審査については、主として虚偽表示等の各リスクを念頭に、審査を効果的かつ効率的に実施するためリスク・アプローチ^(注)に基づき実施した。

(注) リスク・アプローチとは、固有リスクと内部統制の識別及び評価により本市の行政に関わる残存リスクを把握し、その程度に応じた監査の手続、実施時期及びその範囲を決定する監査の手法をいう。

第3 審査の結果

平成 27 年度各会計歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、いずれも正確であると認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、おおむね適正であると認められた。

審査意見は、次のとおりである。

意見

(1) 一般会計意見

ア 未収金について

未収金対策にかかる各局の取組を総括的に指導・調整し、また進行管理の機能を果たすために、平成 20 年 4 月に全庁的な組織として大阪市債権回収対策会議（事務局：財政局）が設置された。同会議では「新たな未収金を極力発生させないこと」及び「既存未収金を解消させること」を主要方針に掲げ、未収金対策に取り組んでいる。

平成 27 年度末の未収金残高は 511 億円であり（表－１）、依然として未収金残高が他都市を大きく上回っている実状である（表－２）。

既存未収金に関しては、未収解消額の半分程度が滞納処分の執行停止等を経て不納欠損として、毎年処理されている（表－３）。

表－１ 未収金残高の推移（全会計）

（単位：億円）

	平成23年度 (24年5月末)	平成24年度 (25年5月末)	平成25年度 (26年5月末)	平成26年度 (27年5月末)	平成27年度 (28年5月末)
一般会計・特別会計	647	610	571	544	505
公営・準公営企業会計	13	10	9	8	6
全会計	660	620	580	552	511

未収解消額 △233億円 現年度未収 +193億円 合計 △ 40億円	未収解消額 △228億円 現年度未収 +188億円 合計 △ 40億円	未収解消額 △209億円 現年度未収 +181億円 合計 △ 28億円	未収解消額 △199億円 現年度未収 +158億円 合計 △ 41億円
---	---	---	---

（注） 平成 27 年度の主な内訳は、国民健康保険料 191 億円、市税 140 億円、生活保護費返還金 80 億円、介護保険料 21 億円

表－２ 未収金残高の他都市状況

（単位：億円、％）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比
大阪市	660	△ 5.7	620	△ 6.1	580	△ 6.5	552	△ 4.8	511	△ 7.4
横浜市（注）1	491	△ 5.1	452	△ 7.9	407	△ 10.0	377	△ 7.3	341	△ 9.5
名古屋市	269	△ 8.5	243	△ 9.7	216	△ 11.1	194	△ 10.2	（注）2	（注）2

（注） 1 横浜市は、一般会計・特別会計の合計（企業会計を除く。）

また、一時的特殊な要因で発生している債権（産廃最終処分場行政代執行費 52 億円、東京電力株式会社賠償請求金 24 億円）を除く。

2 名古屋市は、平成 27 年度数値未公表（平成 28 年 9 月 13 日現在）

表－3 要因別未収解消額の推移（全会計）

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債務者から徴収	115	107	102	96	102
不納欠損 ^{（注）} 等	132	126	126	113	97
合計	247	233	228	209	199

（注） 不納欠損とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として計上される。

〔意 見〕

他都市との比較においても依然として未収金残高は大きく、保険料等負担の市民間の公平性を図る観点から、引き続き全庁的な未収金対策を積極的に推進することが求められる。

なお、未収金については、各所属が債務者の状況を精査し次の3点を勘案した内部統制プロセスを整備のうえ、効率的に徴収業務を行うよう、財政局は大阪市債権回収対策会議などを活用し、引き続き指導的な役割を果たされたい。

■ 徴収業務重点化

（債務者ごとの資力、資産、負債の状況等を分析し、重点的に徴収業務を実施する。）

■ 徴収コスト

（債権金額と取立てに要する費用〔訴訟費用、弁護士費用〕とを勘案したうえで、徴収業務を実施する。）

■ 管理コスト

（定期的に行う財産調査などに要する徴収職員の人件費を勘案したうえで、徴収業務を実施する。）

（財政局）

イ 生活保護について

被保護世帯数及び生活保護費は、景気動向や高齢化の進展等により全国的に増加傾向にある。本市においては、被保護世帯数は前年度比302世帯（0.26％）減少し117,309世帯（表－4）、生活保護費も8億円（0.28％）減少し2,908億円と、平成23年度をピークに若干の減少傾向にあるものの（表－5）、本市の保護率は依然として政令市平均（2.39％）の2倍を超える高率で推移している（図－1）。

生活保護費は、生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶助費等で構成されており、とりわけ、医療扶助費（1,329億円）が生活保護費全体の45.7％を占めている（表－5）。

被保護世帯の内訳（表－4）を見ると、高齢者世帯が63,181世帯と前年度比2,381世帯（3.9％）の増と高齢化社会の進展に伴って増加を続けているが、高齢者世帯を除く稼働年齢世帯は53,219世帯と前年度比2,608世帯（4.7％）減となっている。これは、この間

の就労支援をはじめとした適正化の取組効果が表れてきているものと考えられ、被保護世帯に占める割合は平成28年3月時点で44.3%となっており政令市平均52.1%を下回る水準となっている（図－2）。

表－4 被保護世帯数等の推移（年度平均）

（単位：世帯、％）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	被保護世帯数	117,374	118,592	118,253	117,611	117,309
	指数（平成23年度：100）	100.0	101.0	100.7	100.2	99.9
	うち高齢者世帯	53,106	55,664	58,245	60,800	63,181
	構成比率	45.2	46.9	49.3	51.7	53.9
	指数（平成23年度：100）	100.0	104.8	109.7	114.5	119.0
	うち稼働年齢世帯	63,394	61,944	58,947	55,827	53,219
	構成比率	54.0	52.2	49.8	47.5	45.4
	指数（平成23年度：100）	100.0	97.7	92.3	88.1	83.9

（注） 構成比率について、「高齢者世帯」と「稼働年齢世帯」の合計で100%にならないのは、「被保護世帯数」に一時的に生活保護費の支給が停止されている世帯が含まれるためである。

表－5 生活保護費の推移

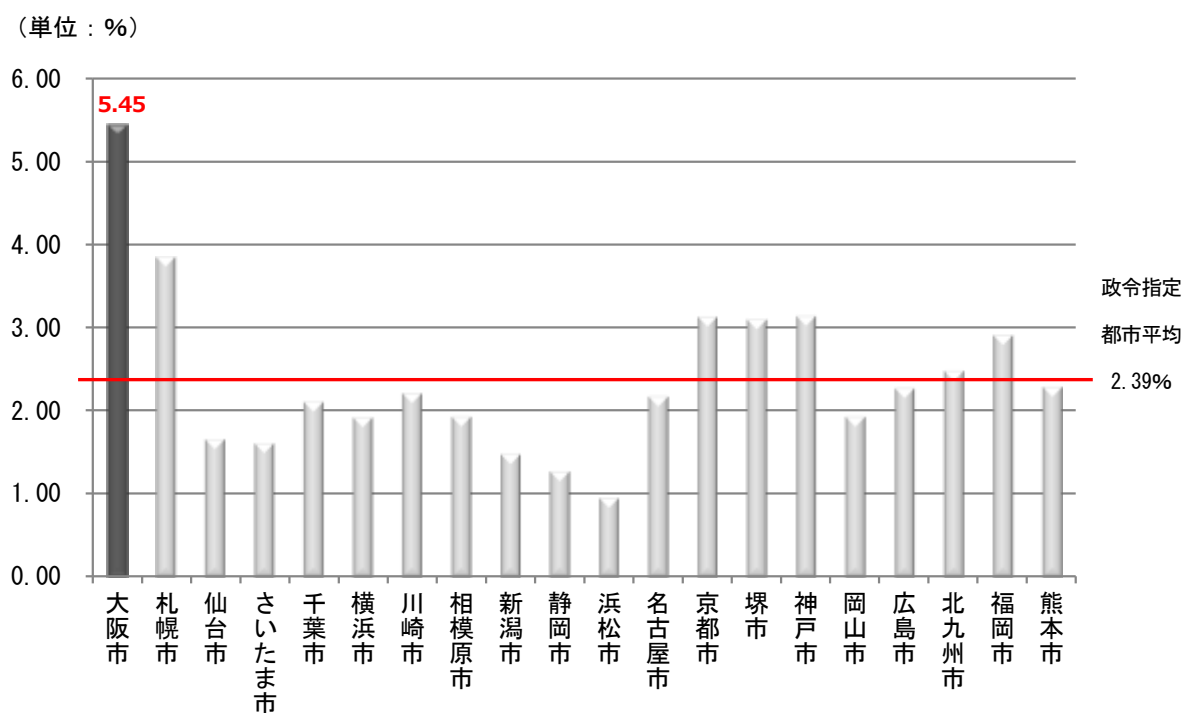
（単位：億円、％）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	生活保護費合計	2,978	2,954	2,919	2,916	2,908
	指数（平成23年度：100）	100.0	99.2	98.0	97.9	97.6
	うち医療扶助費	1,324	1,294	1,304	1,300	1,329
	構成比率	44.5	43.8	44.7	44.6	45.7
	指数（平成23年度：100）	100.0	97.7	98.5	98.2	100.4

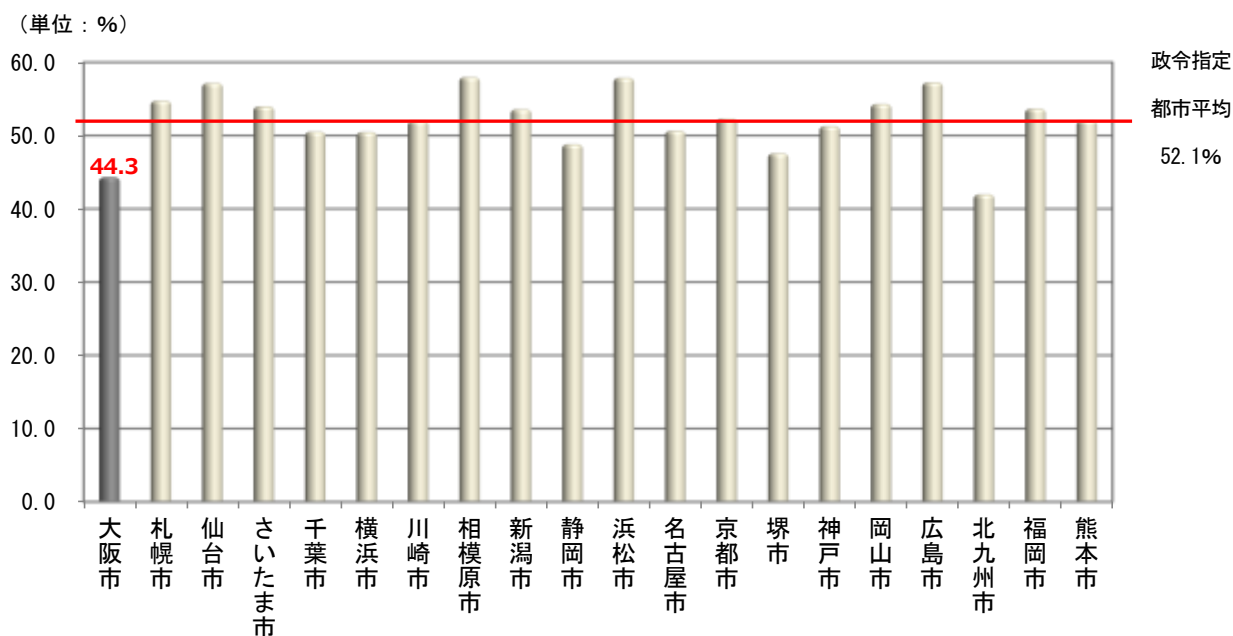
（参考）他都市状況

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
横浜市	生活保護費合計	1,196	1,233	1,243	1,267	1,287
	指数（平成23年度：100）	100.0	103.1	103.9	106.0	107.6
	うち医療扶助費	463	478	488	501	524
	構成比率	38.8	38.8	39.2	39.5	40.7
	指数（平成23年度：100）	100.0	103.1	105.2	108.1	113.1
名古屋市	生活保護費合計	791	830	843	846	848
	指数（平成23年度：100）	100.0	104.8	106.5	106.9	107.1
	うち医療扶助費	349	367	378	378	389
	構成比率	44.1	44.3	44.8	44.7	45.8
	指数（平成23年度：100）	100.0	105.3	108.3	108.4	111.3

図－１ 保護率（被保護世帯数）各都市比較（平成 28 年 3 月時点）



図－２ 被保護世帯に占める稼働年齢世帯の割合 各都市比較（平成 28 年 3 月時点）



〔意 見〕

福祉局は雇用状況に好転の兆しがうかがえる中で、引き続き区保健福祉センターと事業者との連携による総合就職サポート事業等の就労自立支援の取組を徹底し、就職者数の増加、職場定着率の向上に注力されたい。

医療扶助費適正化の取組としては、現在、電子レセプトデータを活用したレセプトの内容点検や、頻回受診及び訪問診療が多いなど特徴的な傾向のある医療機関等に対して個別指導を実施しているが、今後は個別指導の強化に加え、レセプトの内容点検を強化するなど生活保護費全体の45.7%を占める医療扶助費（1,329億円）の適正化を一層進められたい。

また、今後予定されている生活保護法の改正を見据え、医療費の一部自己負担制度の導入など国に対して効果的な働きかけを行われたい。

（福祉局）

ウ 財産の管理及び有効活用について

本市保有の土地は、平成27年度末現在で5,927万㎡となっており、教育・文化・スポーツ施設、社会福祉・保健施設、庁舎・事務所、道路、公園などに利用している。

一方、利用目的の終了などによる未利用地も存在するため、本市は、平成19年度に策定された「大阪市未利用地活用方針」に基づき、それらの処分や活用を進めてきた。

平成19年度当時は852件、約255万㎡であった未利用地は、その後、平成27年度末までの累計（全会計）で、665件・約189万㎡の処分と285件・約170万㎡の活用が行われ、一方、新たに未利用地に858件・約397万㎡が追加されたことなどにより、平成28年8月末時点の未利用地の状況は、図－3のとおりである。

図－3 未利用地の状況



（注） 活用方針の変更や実測による面積修正などについては、件数及び面積の増減にカウントしていないため、平成19年6月の数値に処分・活用・追加の各数値を加えても平成28年8月の数値とは一致しない。

また、本市では、不法占拠されている市有地の処理方針の検討や進捗管理等を行うために、不法占拠処理プロジェクトチームを設置しているが、平成27年度末時点での不法占拠事案は、150件、約2,488㎡存在している。

なお、不法占拠が疑われるものの、境界が未確定のため不法占拠が判明していない案件が336件、約7,000㎡存在している。

〔意見〕

契約管財局は、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズを踏まえた将来のまちづくりに資するよう十分に考慮した上で総合調整機能を発揮し、引き続き、未利用地の有効活用を積極的に推進されたい。

加えて、契約管財局は、各所属における不法占拠事案の解消に向けた取組の実効性をモ

ニタリングし、早期の不法占拠事案の解消に努められたい。

なお、境界が未確定のため不法占拠が判明していない案件について、各所属は、速やかに境界確定を行い、その結果、不法占拠が判明した場合は、他の不法占拠案件と同様、解消に向けた工程管理表を作成したうえで、遅滞なく取り組むことが求められる。

(契約管財局)

エ 区画整理事業について

平成28年5月末現在、本市施行では、2地区において事業を実施している（表－6）。

表－6 実施中の区画整理事業の概要（本市施行・平成28年5月末時点）

	施行地区 の面積	事業開始年度	換地処分 予定年度	総事業費
淡路駅周辺地区	8.9ha	平成8年度	平成39年度	368億円
三国東地区	39.1ha	平成12年度	平成32年度	474億円

また、平成6年度以降換地処分の終了している8地区のうち、此花西部臨海地区（表－7）については、当初計画では平成7年度から平成13年度までの事業施行期間、総事業費890億円（収支均衡）で事業実施としていたが、移転補償費の増や区画道路の新設などにより事業費が増大（966億円）した。加えて、平成18年度に事業計画の見直しを行ったところ、地価下落による保留地売却代の減等により収支不足が確定的となったことから、平成19年度に年度別収支計画を策定し、保留地を事業用定期借地（20年間）として賃貸している。

表－7 此花西部臨海地区区画整理事業の総事業費（平成7年度から平成47年度）

	施行地区 の面積	事業開始年度	換地処分年度	総事業費
当初計画 (平成7年度)	156.2ha	平成7年度	平成13年度	890億円 (収支均衡)
年度別収支計画策定時 (平成19年度)			平成18年度	966億円 (注) 1 (226億円の収支不足) (注) 2
(参考) 平成27年度末時点の事業 全体の収支見込み総額 (注) 3	支出見込み額 (682億円) △収入見込み額 (474億円) 差し引き (208億円)			966億円 (208億円の収支不足)

（注）1 平成7年度当初計画以降の事業費76億円の増。

2 地価の下落による保留地売却代の減等により、226億円の収支不足。

3 平成27年度末時点の平成19年度から平成47年度までの期間の収支見込み額を算出。収支不足208億円。

〔意見〕

区画整理事業について、淡路駅周辺地区における建物移転の進捗率は、計画比で99.5%であるが、三国東地区のそれは41.1%と大幅に計画数値と乖離している。

換地処分予定年度を念頭に置き、特に三国東地区事業の早期収束を図るとともに、清算交付金の財源である肩替地等の早期売却に引き続き努められたい。

此花西部臨海地区においては、平成 27 年度末時点で支出見込み 682 億円（平成 19 年度から平成 47 年度までの公債償還経費等）、収入見込み 474 億円（保留地の賃貸料等）と、208 億円の累積収支不足（年度別収支計画策定時〔平成 19 年度〕は 226 億円の収支不足）が見込まれるため、適時の収支計画の見直しと、その進捗状況の定期的な確認など内部統制を整備したうえで事業収支の改善に向け最大限努力されたい。

（都市整備局）

オ 公共施設の適切な管理について

平成 26 年 4 月現在、本市が所有する公共施設（一般施設、市営住宅、学校園等の市設建築物と道路、橋梁等のインフラ施設）については、市設建築物が 2,811 施設、その延床面積が約 1,363 万㎡（いずれも全会計）となっており、また、インフラ施設については、道路の舗装が約 3,680 km、橋梁^{りょう}764 橋などとなっている。これらは高度経済成長期を中心に整備されたことから更新・建替えのピークを迎えようとしている。

本市においては、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成 27 年 12 月に策定しており、これに基づき施設区分ごとに個別施設計画を策定することとしている。

インフラ施設については、橋梁^{りょう}や道路の舗装などの施設区分ごとに既に個別施設計画を策定し長寿命化を基本とした維持管理を実施しているが、市設建築物については、多くの所属が所管施設の個別施設計画の策定を目指して作業中である。

また、基本方針によれば、本市が保有する公共施設の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費が次のように試算されている。

■ インフラ施設の維持管理・更新費の見込み（一般会計分）

今後 30 年間で年 150 億円から 200 億円、平均 165 億円／年

■ 市設建築物の修繕・建替費の試算（一般会計分）

今後 30 年間で年 500 億円から 1,000 億円、平均 704 億円／年

〔意 見〕

上述の公共施設の維持管理・更新等にかかる経費の試算額は、個別施設計画を策定し適切に管理することで縮減が見込まれるとしているが、公共施設を適切に維持管理するためのこうした経費が、今後、本市財政に大きな影響を与えることは明らかである。

そのため、関係する所属は、今後の少子高齢化と人口減少の進展や、将来市民負担を十分勘案し、所管施設の個別施設計画を策定のうえ、進捗管理に努められたい。

また、公共施設の維持管理に関する財政負担の軽減・平準化に向けた取組を行うことはもとより、市民に対して十分な説明責任を果たされたい。

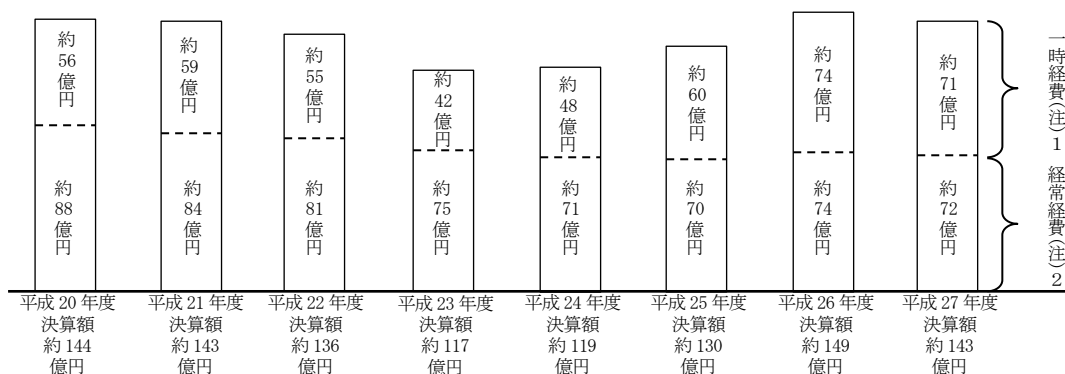
（人事室、24 区役所、危機管理室、経済戦略局、中央卸売市場、総務局、市民局、財政局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、教育委員会事務局、政策企画室）

カ ICT経費について

ICT経費については、ICT関連予算編成手続において、市副情報統括責任者（ICT戦略室ICT統括担当部長）が関与し、ICT関連経費における「経常経費」の抑制を図る取組を進めている。

平成27年度末時点において整備・運用されている情報システムは156システムあり、平成27年度決算額は基幹系システムの再構築を終えたことなどにより約143億円と前年度に比し約6億円の減となっている。ICT関連経費の推移は図－4のとおりである。

図－4 ICT関連経費決算額の推移（平成28年7月現在）



（注）1 一時経費とは、新規・再構築の開発経費や制度変更に伴う改修経費、機器の更新（5～6年に1度）に伴う経費など、その年その年に発生する経費をいう。

2 経常経費とは、運用保守費、機器リース費、回線費用などシステムを運用する上で毎年必要となる経費をいう。

市民サービスの向上及び行政運営の効率化を図る観点から、ICTの活用は益々重要性を増しており、行政コストの削減や業務の効率化の投資のみならず、行政サービスの電子化や行政情報の提供等、ICTを活用した住民利便性の向上を図るための投資が求められている。

一方で、個人情報保護への対応など、ICTの安全対策の観点から、新たなセキュリティ投資も求められる状況にあり、ICTに係る経費についてはより一層効果的・効率的な執行が求められている。

[意 見]

ICT戦略室は、本市ICT機能の最適化を図る観点から、現在稼働中の業務システムの見直しと運用経費の圧縮を図るよう努めるとともに、新たなICT投資については、ICT戦略室が指導的役割を発揮し、全市的観点から費用対効果を事前事後に検証できるスキームを構築するなど、内部統制強化の視点からICT経費に係るモニタリング機能を一層充実させることにより、さらに有効かつ効率的なICT投資を実現できるよう努められたい。

（ICT戦略室）

(2) 特別会計意見

ア 国民健康保険事業会計について

国民健康保険事業会計の平成27年度決算は、歳入3,714億円、歳出3,852億円であり、歳入歳出差引額は138億円の赤字である。したがって、翌年度予算から平成27年度予算に繰上充用を行うことで収支差額を解消している。

また、単年度収支^(注)は平成22年度以降黒字基調で推移してきたが、平成27年度は保険給付費の増加などにより15億円の赤字となり悪化している（表－8）。

(注) 単年度収支とは、当該年度の歳入歳出差引額から前年度の歳入歳出差引額を差し引いた額をいう。

表－8 国民健康保険事業会計の決算額の推移

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	3,162	3,161	3,201	3,213	3,714
うち一般会計繰入金	429	414	407	423	441
うち保険料（現年度分）	567	563	572	567	550
歳出	3,340	3,315	3,330	3,336	3,852
うち保険給付費	2,131	2,125	2,142	2,150	2,176
うち保険事業費	57	52	50	50	59
歳入歳出差引額 （累積収支）	△178	△154	△129	△123	△138
繰上充用額	178	154	129	123	138
収支差額	0	0	0	0	0
（参考）単年度収支	74	24	25	6	△15

一方、国民健康保険制度においては、事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であるが、原則どおりでは市民の保険料負担が重くなることから、毎年度一般会計から市税等を繰り入れており、平成27年度の一般会計繰入金は、法定軽減等及び職員費・事務費等の義務的繰入並びに本市独自減免及び保険料抑制等の任意繰入を合わせ441億円となっている（表－9）。

表－9 国民健康保険事業会計への一般会計繰入金の推移

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計繰入金	429	414	407	423	441
義務的繰入	228	222	224	244	292
任意繰入	201	192	183	179	149

平成27年度の保険料収納率（表－10、図－5）は、滞納整理事務の取組強化や徴収業務の適正化等の収納努力により、87.96%と前年度に比べ1.15ポイント上昇しているが、不納欠損額は47億円、不現住分を除いた収入未済総額は191億円であり、依然として多額の滞納状況が続いている。

表－10 保険料収入等の推移

（単位：億円、％）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保険料収入（注） ¹	567	563	572	567	550
収納率（注） ¹	85.29	85.33	85.72	86.81	87.96
未収額 （不現住を除く。）（注） ²	245	229	224	211	191
不納欠損（注） ³	71	74	63	54	47

（注）¹ 保険料収入、収納率は現年賦課分（不現住・還付未済を除く。）

² 不現住とは、現地調査を経て被保険者が転出若しくは転居しているか、または、届出地に居住していないことをいう。

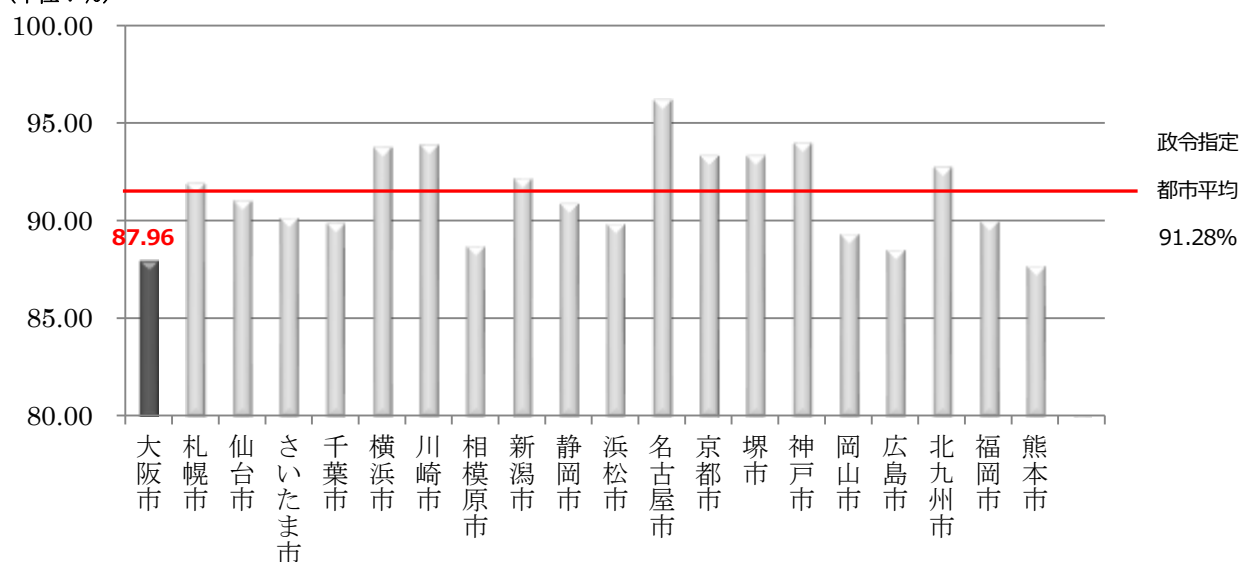
³ 不納欠損とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として計上される。

口座振替率（平成27年度）

大阪市 46.0% （政令指定都市平均 47.4%）

図－5 平成27年度 国民健康保険料収納率 各都市比較

（単位：％）



（注） 不現住を除いた収納率である。ただし、データ入手の都合上、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、熊本市は不現住を含む。

表－11 国民健康保険事業会計 保険事業費の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保険事業費	5,739,183	5,174,602	4,998,064	4,986,796	5,873,482
職員費	3,324,662	3,013,132	2,833,477	2,874,326	2,807,620
事務費	1,262,703	1,026,625	1,069,117	1,174,124	1,935,028
運営協議会費	980	362	933	724	797
徴収費	600,933	617,329	605,572	664,140	697,961
診療報酬審査支払費	549,905	517,154	488,965	273,482	432,076

[意 見]

国民健康保険事業会計の財政状況改善には、歳入、歳出両面から体系的な取組の強化が求められる。

歳入については、口座振替による納付方法への切り替えに加え、悪質な滞納者に対する滞納処分強化を行うなど、さらなる収納率の向上に努められたい。

歳出については、保険給付費（2,176億円）について、引き続きレセプトの内容点検の強化や、医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の充実をはかるなど医療費適正化の取組をより一層進めるとともに、保険事業費（58億円）（表－11）について、今後予定されている国民健康保険等システムの更新を見据え、より一層の事務の効率化が図られるよう検討されたい。

(福祉局)

イ 市街地再開発事業会計について

市街地再開発事業会計における阿倍野地区市街地再開発事業においては、事業全体で1,960億円の収支不足を生じる見込みである（表－12）。平成27年度の収支不足は175億円であり、不足額はすべて一般会計から繰り入れている。

表－12 阿倍野地区市街地再開発事業の収支見通し（平成27年度末時点）

(単位：億円)

	歳出計	歳入計	差引	資産価値	再差引
事業全体の収支 (昭和44年度～平成75年度)	10,677	8,557	△2,120	160	△1,960
(参考) うち平成27年度の収支	208	33	△175		

(参考) 単年度収支見通し（平成28年6月試算）

	昭和44年度 ～平成26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成38 ～75年度	合計
単年度収支	△745	△175	△120	△125	△164	△124	△135	△141	△83	△57	△46	△38	△167	△2,120

[意 見]

平成27年度末の会計廃止後も多額の収支不足を税等で補てんすることから、収支予測の見直しを適時適切に行って公表するとともに、阿倍野地区市街地再開発事業について総括し、事実関係、原因、業務執行責任及び当初計画から事業収束に至るまでの意思形成過程等を明らかにしたうえで、市民への説明責任を果たされたい。

(都市整備局)

ウ 土地先行取得事業会計について

土地先行取得事業会計（以下「本事業会計」という。）は、道路・公園等の都市基盤施設の整備や将来の公共施設等の立地に適した土地など本市の施策上必要となる土地について公債等を財源に先行取得し、事業化により一般会計で取得（繰戻し）するまでの間の収支を整理している会計であるが、設置当初の使命を終えたとして平成 27 年度末をもって廃止した。

本事業会計において保有していた土地（表－13）は、平成 27 年度末で 259 件、385,428.44 m²あり、この土地の簿価額は 3,656 億 7,000 万円、財産台帳価格は 1,041 億 3,100 万円であった。

表－13 土地先行取得事業会計保有土地〔所属別〕（平成 27 年度末）

（単位：m²、百万円）

	件数	面積	簿価額	財産台帳価格
経済戦略局	17	40,110.40	26,891	16,967
市民局	32	11,202.35	7,367	1,656
都市計画局	49	167,477.91	228,532	57,265
福祉局	10	4,116.55	2,195	503
健康局	4	7,907.96	4,831	2,287
こども青少年局	24	13,854.15	6,121	1,529
環境局	5	22,353.35	12,012	11,089
都市整備局	16	13,144.24	6,876	1,265
建設局（道路）	10	705.01	415	16
建設局（街路）	79	57,588.27	43,822	1,481
建設局（公園）	10	19,377.44	20,787	5,262
港湾局	1	27,368.93	5,774	4,790
教育委員会事務局	2	221.88	47	24
合計	259	385,428.44	365,670	104,131

（注）1 「簿価額」は、土地所管局が把握している一般会計での取得に必要な経費を集計したものである。

2 「財産台帳価格」は、主に平成 26 年 4 月 1 日となっている。

表－14 土地先行取得事業会計保有土地〔「未利用地活用方針」の分類別〕（平成 27 年度末）

（単位：m²、百万円）

	件数	面積	簿価額	財産台帳価格
未利用地活用方針が策定されている用地	105	199,645.01	117,671	51,465
処分検討地	25	26,801.30	11,089	3,230
継続保有地	21	102,022.29	53,417	24,244
事業予定地	59	70,821.42	53,165	23,992
未利用地活用方針が策定されていない用地	154	185,783.43	248,000	52,666
事業地	26	23,323.03	113,894	21,013
都市計画道路用地	95	73,367.54	55,080	5,256
定期借地設定地	6	81,878.38	75,727	25,746
使用承認等利用地	20	6,776.68	2,964	598
未利用地活用方針対象外	7	437.80	334	53
合計	259	385,428.44	365,670	104,131

- (注) 1 「処分検討地」とは、活用見込みがなく当該地の有効活用や税外収入確保に資するため処分を検討することが適当と判断されるものなど
- 2 「継続保有地」とは、公正な利用及び適正な管理がなされていることから、コミュニティ用地として利用するため継続保有することが適当と判断されるものなど
- 3 「事業予定地」とは、特定の事業又は施設に供するものとして活用することについて具体的な検討がなされているものなど
- 4 「事業地」とは、本来の取得目的の事業を行っている土地である。
- 5 「使用承認等利用地」とは、本来の事業目的通りに使用されていないが、他局への使用承認を行うことで利用されている土地である。
- 6 「未利用地活用方針対象外」とは、100 ㎡未満の土地で、未利用地の活用方針の対象外となっている土地である。

本事業会計の廃止により、次のとおり土地を移管している。

- 不動産運用基金（面積：約 21,000 ㎡、簿価額：約 200 億円）
（現在事業継続中で国庫補助金等の財源の確保が見込まれる用地〔街路・公園〕）
- 一般会計（面積：約 365,000 ㎡、簿価額：約 3,457 億円）
（上記以外の用地）

[意 見]

「未利用地活用方針」において継続保有地、事業予定地に分類されている土地（表－14）については、土地先行取得事業会計が廃止されたことに伴い土地の再取得費の予算措置が不要となっており、土地の有効活用を図る観点からも事業実施の有無について速やかに判断することが求められている。

土地所管局は、土地の先行取得目的に沿った事業の実施、あるいは、売却も含めた事業の見直しなど具体的な工程管理表を作成のうえ、速やかに土地の有効活用を図られたい。

（経済戦略局、市民局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、教育委員会事務局）

監 第 37 号
平成 28 年 9 月 14 日

大 阪 市 長 吉 村 洋 文 様

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	辻 淳 子
同	西 崎 照 明

平成 27 年度基金の運用状況審査意見の提出について

地方自治法第 251 条第 5 項の規定により、平成 27 年度基金の運用状況について審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 27 年度基金の運用状況審査意見

1 審査の対象

訴訟関係供託基金運用状況

大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金運用状況

大阪市民間駐車場建設資金融資基金運用状況

物品購買基金運用状況

小口支払基金運用状況

不動産運用基金運用状況

災害救助基金運用状況

生業資金貸付基金運用状況

高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金運用状況

中小企業融資基金運用状況

建物移転運用基金運用状況

大阪市都市再開発融資基金運用状況

大阪市住宅建設資金等融資基金運用状況

大阪市立学校維持運営基金運用状況

大阪市美術品等取得基金運用状況

2 審 査 の 方 法

平成 27 年度基金の運用状況に関する調書の計数については、会計管理者保管の財産記録管理簿及び各所属保管の基金整理簿等と照合した。

また、基金の運用状況について関係職員から聴取するとともに、基金の運用に伴う関係書類を抽出により審査した。

3 審 査 の 結 果

平成 27 年度基金の運用状況に関する調書の計数については、関係諸帳簿と符合し正確であると認められた。

また、基金の運用状況については、おおむね適正であると認められた。

審査の結果は、次のとおりである。

(基金の運用状況)

基 金 名	26年度末 基金総額	当年度中 基金増△減	運 用 額		27年度末基金総額		
			運用(増加)額	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
訴訟関係供託基金	千円 250,000	千円 0	千円 150	千円 55,000	千円 79,338	千円 170,662	千円 250,000
大阪市都市開発 拠点整備事業用地 取得基金	0	0	0	0	0	0	0
大阪市民間駐車場 建設資金融資基金	0	2,000 △ 2,000	2,000	2,000	0	0	0
物品購買基金	30,000	0	138,706	138,955	1,207	28,793	30,000
小口支払基金	20,000	0	68,192	68,386	5,639	14,361	20,000
不動産運用基金	653,004	19,989,802 0	20,242,837	485,129	19,989,802	653,004	20,642,806
災害救助基金	500,000	0	3,925	4,414	3,925	496,075	500,000
生業資金貸付基金	953	0 △ 953	0	953	0	0	0
高齢者及び重度 身体障害者住宅 整備資金貸付基金	69,873	0 △ 47,403	0	47,403	22,461	10	22,470
中小企業融資基金	0	84,410,000 △ 84,410,000	76,071,860	76,071,860	0	0	0
建物移転運用基金	2,000,000	0	71,218	226,175	1,585,710	414,290	2,000,000
大阪市都市再開 融資基金	0	1,473,700 △ 1,473,700	1,473,700	1,473,700	0	0	0
大阪市住宅建設 資金等融資基金	0	2,290,750 △ 2,290,750	2,290,750	2,290,750	0	0	0
大阪市立学校 維持運営基金	250,000	0	22,093	27,841	7,901	242,099	250,000
大阪市美術品等 取得基金	3,000,000	0	0	0	2,938,028	61,972	3,000,000
計	6,773,829	108,166,252 △ 88,224,805	100,385,430	80,892,567	24,634,012	2,081,264	26,715,276

(注) 1 生業資金貸付基金については、平成 27 年 4 月 1 日付けで廃止している。

2 高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金については、平成 27 年度に 41,645,390 円を不納欠損額として計上している。

(意 見)

地方自治法第241条に基づく定額の資金を運用するための基金は、当年度末現在で14基金、基金総額267億1,500万円であって、前年度に比べ199億4,100万円の増となっている。

なお、中小企業融資基金、大阪市住宅建設資金等融資基金等においては、年度中に増額し、年度末に全額減額されている。

運用状況については、15基金を合わせて1,003億8,500万円を運用（増加）し、808億9,200万円を回収（減少）した。この結果、当年度末の運用中の額（現在額）は246億3,400万円で、現金残額は20億8,100万円となっている。

この中で、大阪市美術品等取得基金において運用額の回収が滞っているが、これは新美術館の建設計画が延期されていることによるものである。

監 第 3 8 号
平成 28 年 9 月 14 日

大 阪 市 長 吉 村 洋 文 様

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	辻 淳 子
同	西 崎 照 明

平成 27 年度大阪市西町外 16 財産区

歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 27 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 27 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算審査意見

1 審査の対象

平成 27 年度	大阪市西町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市加島町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市江口町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市豊里町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市山口町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市中川町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市両国町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市北清水町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市野江町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市蒲生町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市放出町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市鶴見町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市茨田焼野町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市長吉長原町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市長吉川辺町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市長吉出戸町財産区歳入歳出決算
平成 27 年度	大阪市乾町財産区歳入歳出決算

上記各財産区歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

2 審 査 の 方 法

平成 27 年度各財産区歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、それぞれ当該区会計管理者が保管する関係書類と照合した。

また、歳入歳出予算の執行状況についてそれぞれ当該区関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を審査した。

3 審 査 の 結 果

平成 27 年度各財産区歳入歳出決算書等の計数については、いずれも正確であると認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、適正であると認められた。

平成 27 年度各財産区の決算額は、次表のとおりである。

財 産 区 名	予算現額	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引残額
西 町（淀川区）	千円 10,263	千円 10,281	千円 67	千円 10,213
加 島 町（"）	17,900	17,929	22	17,907
江 口 町（東淀川区）	78,444	78,689	933	77,756
豊 里 町（"）	2,346	2,390	0	2,390
山 口 町（"）	24,355	24,395	457	23,938
中 川 町（生野区）	117,247	117,269	4,259	113,010
両 国 町（旭 区）	61,980	61,983	4,244	57,739
北 清 水 町（"）	2,427	2,433	16	2,417
野 江 町（城東区）	83	83	0	83
蒲 生 町（"）	3,154	3,156	0	3,156
放 出 町（鶴見区）	23,777	23,601	1,336	22,266
鶴 見 町（"）	145,400	144,551	287	144,264
茨田焼野町（"）	6,040	5,989	81	5,908
長吉長原町（平野区）	60,884	60,963	91	60,872
長吉川辺町（"）	19,776	19,801	15,713	4,088
長吉出戸町（"）	429	429	0	429
乾 町（"）	1,597	1,597	0	1,597
合 計	576,102	575,539	27,506	548,033

（注）歳入歳出差引残額は、全額を翌年度へ繰り越している。

